

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

ご連絡

平成19年5月15日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



- 1 現在被告内において保管中のカラシナ・ディフェンシンの抗体(2~3 μ l)を本鑑定における試料として提供することの是非
 - (1) 先日、貴庁より、問い合わせ頂いた件ですが、平成19年5月2日付被告文書記載のとおり、被告内において、別目的のために、別の場所において保管しておいたカラシナ・ディフェンシンの抗体(2~3 μ l)を、本鑑定試料として提供すること自体は可能です。
 - (2) したがって、本鑑定嘱託先において、カラシナ・ディフェンシンの抗体(2~3 μ l)を用いた実験計画を作成し、提示頂けるのであれば、被告としては、当然、前記カラシナ・ディフェンシンの抗体(2~3 μ l)を提供する所存です。
- 2 平成19年5月11日付原告ら意見について
 - (1) 原告らは、平成19年5月11日付「鑑定試料の作製・確保について」と題する書面において、被告に対し、5点の質問に対する回答を求めているようですが、この点につき、必要な範囲において回答申し上げます。

(2) 2項及び3項記載の質問について

ア 現在、被告においては、カラシナ・ディフェンシン抗体作成に必要な精製カラシナ・ディフェンシンをほとんど所有していないことから、本鑑定において必要な量を作製中です。

イ なお、カラシナ・ディフェンシンの抗体作製には、精製カラシナ・ディフェンシン作製も含めて6か月かかる予定です。

(3) 4項及び5項記載の質問について

従前お伝えしましたとおり（平成18年10月10日付被告意見書8頁など）、本鑑定に供する種子として、平成18年度の隔離圃場栽培実験に使用した同じAD48系統の種子を10粒提供可能です。

(4) 6項記載の質問について

遺伝子組換えイネを取り扱える研究機関であれば、通常、隔離温室を設置していることから、イネの栽培は周年可能であるものと思料します。

以上